かに育成されることを保障するものとする。

3　［略］

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）

第十三条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条から第九条の三まで、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替える字句	読み替える字句
［略］		
第四条第一項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項の規定により都道府県（同法第三条第一項に規定する指定都市等所在施設である同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等（同法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。）が条例で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）
［同上］		

て、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3　［同上］

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）

第十三条　［略］

読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替える字句	読み替える字句
［略］		
第四条第一項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）
［同上］		

○内閣府厚生労働省令第二号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　根本　匠

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式第9号（第113条第1項関係）　（日本工業規格A4）	**別紙様式第9号**（第113条第1項関係）　（日本工業規格A4）
業務報告書	業務報告書
第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）	第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

附　則

この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。

備考　［　］の記載は注記である。